



認証取得に向けて

MSC／ASC CoC認証プロセスの手引き

MSC Chain of Custody 認証規格：グループ向けバージョン第2.0版

生協、フランチャイズ、垂直統合企業など、グループ本部のほか、多数の所在地で認証水産物の配送、加工、取引を行っている事業者向けのバージョンです。

目次

はじめに	03
認証が必要な事業者は?	05
認証プロセス	07
審査に向けた準備	10
審査を受ける	12
審査後の手続き	14
MSC/ASCの商標の使用について	16
認証の維持	17
強制労働および児童労働に関する要求事項の順守	21
審査機関との連絡	24



はじめに

MSC(海洋管理協議会)の漁業認証規格もしくはASC(水産養殖管理協議会)の養殖業認証規格に則り認証された持続可能な水産物を支援することに誇りを持つグローバル・ネットワークの一員になりませんか。力を合わせれば世界の水産資源を将来にわたって守れるはずです。

CoC認証規格は、認証水産物を認証漁業または養殖場まで確実に追跡するためのものです。この手引きは、「CoC認証規格：グループ向けバージョン第2.0版」を対象に、認証プロセスの各段階について説明するものです。ご質問があれば、お近くのMSC事務所もしくはASC事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

最寄りのMSC事務所は

✉ www.msc.org/commercial-contacts でご確認ください。

最寄りのASC事務所は

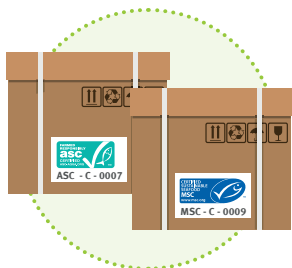
✉ www.asc-aqua.org/what-you-can-do/get-certified/chain-of-custody でご確認ください。

「CoC認証規格：グループ向けバージョン」には6つの原則があります。



原則1:

認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない



原則2:

認証製品であることが識別できなければならない



原則3:

認証製品は分別されなければならない



原則4:

認証製品は追跡が可能で、数量が記録されなければならない



原則5:

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない



原則6:

グループCoCに関する追加要求事項

認証が必要な事業者は?

CoC認証規格は、トレーサビリティおよび認証製品と非認証製品の分別に関する規格で、認証漁業もしくは養殖場から最終販売時点までのサプライチェーン全体に適用されます。

サプライチェーンにおける多種多様な事業形態に対応できるよう、MSC CoC認証規格には3つのバージョンがあります。本手引きは、複数の現場を運営する事業者に対応するグループ向けバージョンの規格に関連するものです。他の2つのバージョン（標準および消費者向け事業者（CFO）用バージョン）については[MSCウェブサイト](#)でご覧頂けます。

有効な内部統制システムを有する事業者は、グループ向けの認証を取得することができます。審査は認証水産物の取扱いや売買を行う現場の一部に対してのみ実施されるので、すべての現場が審査されるよりも効率的で審査費用も安くなります。内部統制は法人格を有するグループ本部（必ずしも本社である必要はありません）により管理され、審査／監査の調整や各現場の規格の順守にも本部が責任を負います。

グループ認証の適用資格を有する事業者

- グループ本部が以下のいずれかの方法でグループを統制している：
 - 現場は完全にグループ本部の所有もしくはフランチャイズである
 - グループ本部は、規格への適合を要請する合意書を現場と交わしている
- 製品の加工、包装あるいは配送を複数の現場で行う事業者である。例えば、ヨーロッパ各地に配送センターを有する水産流通組合や、10の現場を持つ多国籍の水産加工会社などがこれに該当します。
- サプライチェーンの末端にある複数の独立した企業がグループを構成し、その認証をまとめて管理するグループ管理者を任命している場合。例えば、複数の独立したレストランがグループを作り、グループ認証の管理者を任命している場合などがこれに該当します。

CoC認証の適用資格を有しない事業者

- 過去2年間に強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され有罪となった企業
- 過去2年間にCoCのつながりを途切らせたことで認証を取り消された企業
- 過去6ヶ月間に認証が停止された企業
- MSC漁業認証規格もしくはASC水産養殖業認証規格の適用範囲に含まれない増殖漁業や養殖業

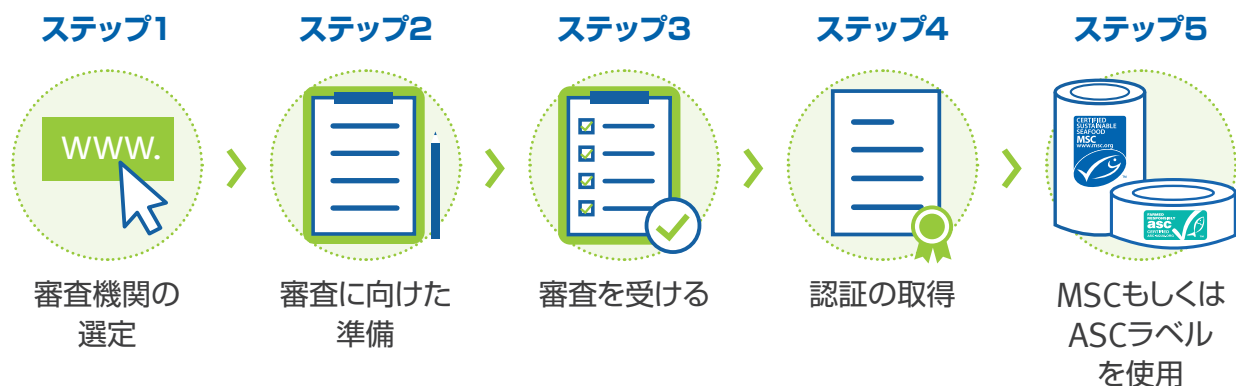
CoC認証を取得する必要がない場合

- 包装済みのラベル付き認証製品を購入し、開封、再包装、ラベルの貼り替えをせずに最終消費者に販売する企業。こうした「消費者向け不正開封防止製品」の例としては、包装された冷凍フィッシュフィンガーやサバの缶詰などが挙げられます。
- 認証製品を購入したものの、認証製品として販売することを望まない場合。これにより、CoCのつながりが途切れてしまうので、販売先の企業も認証製品であることを主張できません。
- 認証製品を法的に所有しない場合。例えば、認証取得企業の請負業者として業務を行っている場合で、請負発注元企業のCoC認証範囲に含まれるケースがこれに該当します。

認証プロセス

MSCはASCと提携し、MSC CoC認証規格を共用しています。これにより、MSCとASCのCoC認証を一回の審査で併せて取得することができます。

CoC認証プロセスには5つのステップがあります。



申請から認証書の授与に至るCoC認証の全プロセスは、認定を受けた第三者審査機関によって管理されます。審査機関は、審査を行う審査員を任命します。審査員は通常、トレーサビリティ審査の専門家であり、認証プロセスを通じて最も頻繁に連絡を取るようになります。

既に他の制度(例えば、世界食品安全イニシアチブ(GFSI)が認定する制度など)の審査を受けているのであれば、審査機関に問い合わせ、予定されているそれらの審査スケジュールにCoC認証の審査を組み込むことができるかどうかを確認するとよいでしょう。

ワンポイント

審査を予定通りに円滑に進め、コスト効率を高めるためには、周到な準備と効果的なプロジェクト管理が肝心で、認証プロセスの管理責任を負うスタッフもしくはプロジェクト・マネージャーを任命することが大切です。CoCの連絡担当者は審査機関と連絡を取り合うことになるので、本手引きおよび[CoC認証規格](#)を十分に理解しておく必要があります。

ステップ1 審査機関の選定

独立した第三者の立場から、貴社のCoC手順を評価するとともに、審査員を任命するのが審査機関の役割です。

認証プロセスは、貴社の所在地の近くで業務を行なっている審査機関を選定するところから始まります。リストに掲載されている審査機関はすべて、独立した[適合保証機関](#)の認定を受けています。

複数の審査機関から見積もりをとることをお勧めします。認証サービスのコストには、交通費や審査費用のほかにも、認証範囲の拡大費用など、諸費用が発生する可能性があります。長期的なコスト構造の概要を把握しておくことが大切です。MSCあるいはASCは審査費用に関しては一切関わることはなく、またそこから収益を得ることもありません。

見積もりを出すにあたり、審査機関は以下の情報を求める場合があります。

- 認証製品として売買したいと考えている魚種について
- 認証水産物に関する業務について（例：包装、加工、売買）
- 認証を取得しているサプライヤーとの取引の有無
- 貴社の所在地ならびに現場数
- 認証水産物の加工、包装、輸送、保管について請負業者を使用するかどうか
- 認証魚種と非認証魚種の両方を扱うかどうか

見積もりを踏まえ審査機関を選定した後、審査機関から契約書が送られてきます。



ステップ2 審査に向けた準備

誰が何をいつまでに行うかといった明確な計画があれば、審査は複雑なものではなく、簡単に済みます。

スタッフの研修

本規格の原則5で求められているように、CoC認証規格の順守と認証製品の完全性を維持するための役割を、担当責任者全員が確実に理解できるようにする責任は貴社にあります。CoC認証規格では「担当責任者」を認証水産物の完全性に影響を及ぼす決定もしくは手順を実施するスタッフと定義しています。

既存の研修プログラムにCoCに関する研修を組み入れることも可能です。

研修は対面に限らず、オンラインや紙媒体などで実施しても構いません。講師は要求事項をよく理解している人（あるいは迅速に習得できる人）であれば誰でもかまいません。研修プログラムの記録は保管しておく必要があります。該当する言語に翻訳されている研修用教材があるかどうかを最寄りのMSC事務所にお問い合わせください。

現場リスト

現場リストには、グループ認証に含めたい現場を載せ、以下の情報を記載します。

- CoC認証規格への現場の適合に責任を持つ各現場の連絡担当者
- 連絡担当者の氏名と役職
- 連絡担当者のメールアドレスもしくは電話番号
- 各現場の所在地および郵便の宛先

審査機関は、視察が必要な現場数を計算するため、初回認証審査の前に現場リストの提出を求めます。認証に含まれる現場数に変更が生じた場合、その変更について審査機関に通知する際の規定があります。詳細は25ページをご覧ください。

審査の事前チェックリストおよび是正措置

審査の事前チェックリストを使って、現時点でグループ本部と各現場がどの程度CoC認証規格を満たしているか、どういった是正措置が必要かを確認してみてください。

MSC CoC審査の事前チェックリストは<http://www.msc.org/docs/coc-pre-audit-checklist-V2>からダウンロードできます。

初回内部監査

審査機関へ依頼する前に、現地での内部監査を行う内部監査人を任命しなければなりません。これは、審査の事前チェックリストに基づく検証を踏まえ、規格への適合に必要な是正が実施され、実際に機能していることを確認するために行われます。

すべての現場が規格に適合していなければなりません。以下のいずれかの条件を満たす現場については、初回内部監査の必要がありません。

- ☐ 密閉容器(箱、パッケージ、袋、パレット等)に入った認証製品のみを取り扱う
- ☐ 認証製品を物理的に取り扱わない(売買のみ)
- ☐ 認証製品のみを扱う(非認証製品が現場にない)

内部監査人

内部監査人は、CoC認証規格に関する知識があり、監査および意思決定を客観的に行える人物である必要があります。内部監査手順の執行、不適合の特定、是正措置の指示など、内部監査を行う能力があることを実証できなければなりません。

審査スケジュールを立てる

審査の日程については、審査員のスケジュールに左右されますので、早めに予約を入れると良いでしょう。また、使用したい言語の希望も伝えるようにしましょう。

ワンポイント

審査では、貴社が規格を満たしているかどうかを審査員が評価します。審査員は改善に向けたアドバイスを行うことはできません。規格を満たしていないことがわかれば、不適合が提起されます。



ステップ3 審査を受ける

どのCoC審査(初回審査、監査、再認証審査)もプロセスは同じで、貴グループがCoC規格を満たしているかどうか検証することを目的に実施されます。

審査員は、CoC認証規格の要求事項を満たすために貴社が講じている手順、プロセス、システム、そして研修の有効性、確実性を実証する証拠を求めます。そして、文書や記録を検証し、スタッフの聞き取り調査を行い、プロセスがどのように機能しているかを確認します。

審査の場所

すべての審査は、グループ本部とサンプリングされた現場に対して現地で実施されます。審査される現場の数は、認証範囲に含まれる現場の総数と貴社のリスクレベルによって決まります。貴社のリスクレベルは、業務内容、他の認証の有無、所在地等を踏まえ、審査機関によって割り出されます。詳細については、[審査の事前チェックリスト](#)をご参照ください。

審査プロセス

審査は開始時ミーティングで始まります。審査員はこのミーティングにおいて貴社のCoC認証の適用資格、審査計画、認証範囲、検証する文書、審査する現場、そして請負業者への視察が必要かどうかも確認します。審査員は、必要な記録の提出期限を設定します。

貴社からは、CoC連絡担当者のほか、内部監査人など数名のスタッフが出席されるようお勧めします。開始時ミーティングを利用して、審査や認証プロセスに関する疑問を解決しておくとい良いでしょう。

審査時間

審査に要する時間は、審査する現場数、事業の複雑さ、認証水産物に関する業務、および認証のものとして売買しようとしている魚種の数により異なります。

トレーサビリティ検査

特別な状況においては、DNA検査等のトレーサビリティ検査を行うために、審査員が認証製品のサンプルを少量採取する場合があります。

審査において、審査員は以下のことを実施します。

確認

- ☐ 認証製品と非認証製品の分別、識別、混在防止のために貴社および請負業者で講じられている措置
- ☐ 有効なライセンス契約の条件を満たしているとして承認されたパッケージデザインの確認により、MSCラベルとASCロゴの使用許諾を得ているかどうか(詳細は16ページを確認)
- ☐ 使用される非認証原料が正確に計算されているかどうか(該当する場合)

レビュー

- ☐ 認証範囲内の各業務の管理システム
- ☐ 文書化された手順(承認済みの購買リスト、研修マニュアル等)の内容と実施状況
- ☐ 他社からの認証水産物の請負加工(該当する場合)
- ☐ 認証魚種の購入、入荷、販売および物理的取り扱いに関する記録
- ☐ グループの統制、スケジュール、内部監査結果

聞き取り調査

- ☐ 担当責任者の一部を対象にCoCに関する手順を理解、実施する能力を有しているかどうかを確認(製品の整合性を確実にするために各自が果たすべき役割等についての説明を求めるなど)

検証

- ☐ 以下に関する貴社および請負業者(利用している場合)の記録：
 - トレーサビリティ検査 – 納品番号および社内のトレーサビリティ、購入、取り扱いおよび販売の記録による入出荷照合
 - 製品の購入と納品記録を照合
 - 特定の期間および／もしくはバッチの入出荷照合。転換率(歩留り)の計算と評価を含む
- ☐ 貴社によるMSC第三者労働監査に関する要求事項の順守

審査の終了時ミーティング

審査が終了した段階で、審査員は終了時ミーティングを開き、審査結果の概要を説明します。認証範囲、サプライヤーや請負業者リストが正確であるかどうか、そして認証内容に変更がある場合はいつ審査機関に通知しなければならないかについて確認します。



ステップ4 審査後の手続き

グループ本部および現地視察を行ったすべての現場の審査終了後、審査員は審査結果を整理し、不適合をとりまとめます。提起された不適合の詳細を含む審査結果の概要が、審査後10営業日以内に審査員から送られてきます。

不適合

CoC認証規格の要求事項を十分に満たしていないことを審査員が見つけた場合には、不適合が提起されます。

表1：現場およびグループ本部の審査で提起された不適合に対して求められる行動

	現場での審査	グループ本部での審査	求められる行動
軽度不適合	システムに不備があるものの、非認証製品が認証製品として販売される可能性は低い場合。	事業者の管理もしくは内部監査システムの一部に関する業務に部分的な不備や障害がある場合。	是正措置ならびにその対応スケジュールを含む有効な行動計画を審査機関に提出。 行動計画を提出し、その有効性につき審査機関の承認を得るまで認証は出されません。
重度不適合	システム障害により、非認証製品が認証製品として販売される可能性が高い場合。	事業者の管理もしくは内部監査システムの一部に関する業務に障害がある場合。	初回認証審査から90日以内に、審査機関が不適合の解除あるいは等級を下げるよう、不適合の原因分析、是正措置ならびに適切な対応スケジュールを盛り込んだ有効な行動計画を審査機関に提出。 これができない場合には、初回認証審査を再度受けなければなりません。
危機的不適合	非認証製品が認証製品として販売されていたことが発覚した場合。	事業者の管理システムが全く機能しておらず、現場の規格への適合が信頼できない場合。	認証が出される前に是正されなければなりません。

認証の決定

審査機関は、審査から30日以内、もしくは不適合の解除あるいは等級の引き下げにつながる証拠を受理してから30日以内に、認証授与に関する決定を下さなければなりません。決定から10日以内に、審査機関は最終の審査報告書を貴社に送付します。

必要に応じて、審査報告書のいくつかの項目について、それが間違いないことを確認するための署名を求められる場合があります。その後、審査機関は貴社の認証範囲、請負業者、サプライヤー、審査日、最終審査報告書、認証書、固有のCoCコードといった情報をMSCあるいはASCのデータベースにアップロードします。

おめでとうございます！認証を取得しました！

認証取得後、[MSCのサプライヤー・データベース](#)および／もしくは[ASCのサプライヤー・データベース](#)を検索すれば、貴社の認証状況が「有効」として表示されるはずです。これで正式にMSCおよび／もしくはASC認証水産物を販売することができます。

MSCとASCのサプライヤー・データベースは認証の有効性を確認するための公式の情報源です。データベースにCoC認証が有効であることが表示されない企業は、認証サプライヤーとして認められません。審査報告書および機密情報は、MSCとASCのサプライヤー・データベースには表示されません。



ステップ5 MSC/ASCの商標の使用について

MSC/ASCのラベルは、製品が持続可能な水産物であることを消費者に伝える有効なツールです。最終消費者や企業顧客向けの販促を目的とする素材にMSCおよび／もしくはASCの商標を使用するためには、ラベル使用ライセンス契約を結ばなければなりません。

ラベル使用ライセンス契約は、認証の申請中や初回認証審査後に交わすことができます。契約後、パッケージデザインに使用するMSCラベルおよび／もしくはASCロゴの高画質ファイルを入手できます。契約を交わす以外に、パッケージデザインのデータとMSCおよび／もしくはASCの商標を付けて販売したい製品に関する情報を記入した**製品承認申請書**を提出する必要があります。企業間取引でASCロゴを使用する場合にも承認が必要です。トレーサビリティ、識別、あるいは内部研修目的のためにMSCおよび／もしくはASCという頭字語を使用する場合には承認を得る必要はありません。

Visit www.msc.org/msc-label or www.asc-aqua.org/our-logo for more information
詳しくはwww.msc.org/msc-label(日本語: <https://www.msc.org/jp/forbusinessesjp/useBluefishlabelJP/approveJP>)もしくはwww.asc-aqua.org/our-logoをご覧ください。



認証の維持

認証の有効期間は3年です。その間、監査を受けることになります。再認証審査は3年ごとに実施されます。

内部監査と年次の内部レビュー

内部監査は年に一回行うことが求められています。内部監査は、グループが引き続きCoC認証規格グループ向けバージョンに適合することを確実にするとともに、グループの管理システムの有効性を確認することを目的に行われます。

年次の内部監査は、認証水産物のみを扱う現場および過去12ヶ月において審査機関による監査を受けた現場を除くすべての現場が対象となります。内部監査は、遠隔監査でも現地監査でも構いません。また、グループの内部レビューも毎年実施することが求められており、グループ本部や現場毎、もしくは両方を組み合わせた形で行うことができます。

監査

グループ認証の監査は一年毎に実施されます。貴社の都合に合わせて、監査時期を期日の前後90日までずらすことができます。

現場視察

監査で現地視察の対象となる現場数は初回審査と同じかそれ以下です。視察される現場数については、審査の事前チェックリストでご確認頂くか、審査員にお問い合わせください。

僅かではありますが、抜き打ちでの監査を受ける可能性があります。各審査機関は、少なくともクライアントの1%に対し抜き打ち監査を実施しなければならないことになっているからです。もし抜き打ち監査の対象となった場合には、具体的な審査日は知らされませんが、6ヶ月以内に実施するという通知があります。この場合、抜き打ち監査は自動的に、予定されていた通常の監査の代わりとして扱われます。



監査における不適合

監査において、規格が十分に満たされていないと判断された場合、審査員は不適合を提起することがあります。

表2： 監査で提起された不適合に対して求められる行動

	現場の監査	グループ本部での監査
軽度不適合	12ヶ月以内(次の監査まで)に是正されなければならない。次の監査までに軽度不適合が是正されなかったと審査員が判断した場合、等級が重度不適合に引き上げられます。	90日以内に是正されなければならない。期限内に是正されない場合、グループ本部の重度不適合に変更されます。
重度不適合	不適合の原因分析、是正措置ならびに適切な対応スケジュールを盛り込んだ有効な行動計画を審査機関に提出する。是正措置が実施されれば、審査機関は監査から30日以内に不適合を解除、もしくはその等級を下げるができる。それができない場合、グループ認証に含まれる当該現場の認証は停止されます。	30日以内に是正されなければならない。30日以内に是正されない場合、グループ本部に対する危機的不適合に変更され、グループの認証が停止されます。 不適合の原因分析を盛り込んだ行動計画を審査機関に提出する。
危機的不適合	グループ認証に含まれる当該現場の認証は即時停止され、不適合が是正されるまで停止は解除されません。	グループ認証は即時停止されます。

認証の停止

不適合の等級システムにより、認証停止を回避するための警告や是正を行う機会が与えられます。製品の整合性もしくはCoCが損なわれてしまった場合には、緊急に対応を講じなければなりません。

認証は次のいずれかの理由で停止されます：

- グループ本部に対し危機的不適合が提起された場合
- 重度不適合の数が許容範囲を超えてしまった場合
- 決められた期間内に監査もしくは再認証審査を受けることに同意しない場合
- エコラベル使用ライセンス契約がMSCIによって取り消され、指定された期限内にMSCIの指示に応じなかった場合

原因はともあれ、認証停止日以降、製品を認証物として販売することはできません。また、認証停止日の4日以内に書面にて認証の停止を顧客に通知しなければなりません。停止を解除されるには、原因分析を含む是正行動計画を審査機関に提出し、承認後に計画を実施しなければなりません。

どのような理由であれ、認証停止日以降、製品を認証のものとして販売することはできませんし、顧客に対して書面にて認証の停止について通知しなければなりません。停止を解除するためには、原因分析を含む是正行動計画を審査機関が承認し、貴社がそれを実施しなければなりません。

不適合製品が社内で発見された場合

貴社が誤表示もしくは不適合製品を発見し、自ら審査機関に通知した場合、不適合製品に関する手順に正しく則っていれば、製品の整合性を維持する意思があるとみなされ、審査機関が認証を停止することはありません。誤表示もしくは製品の不適合が再度発生した場合には、認証が停止されることもあります。

ワンポイント

過去2年間に強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され有罪となったことが判明した場合、認証は即時無効となります。

強制労働および 児童労働に関する要求事項の順守

MSCとASCは、MSC/ASC認証製品が強制労働や児童労働に関与していないという保証の更なる強化を図るためにCoCプログラムを改定しました。これにより、CoC認証の一環として、労働に関する監査を受ける必要が生じる場合があります。

CoC認証の範囲に加工（請負加工及び請負加工業者の利用を含む）、包装、再包装、認証漁業または養殖場からの直接の積荷の手降ろしが含まれる場合は、以下の二つ以上の指標において、低リスク国とみなされない限り、労働監査が必要となります。

- [Country Risk Assessment Process for SA8000](#) (SA8000のカントリーリスク評価プロセス)
- [International Trade Union Confederation Global Rights Index](#)
(国際労働組合総連合世界人権指標)
- Ratification of five or more UN conventions on forced or child labour, human trafficking or seafood/fishing ([C188](#), [C105](#), [C182](#), [C29](#), [Protocol to C29](#), [Palermo Protocol](#), [UN Slavery Convention \(1926\)](#)), [UN Supplemental Slavery Convention \(1956\)](#), [Port State Measures Agreement](#))
(強制労働または児童労働、人身売買、もしくは水産物／漁業に関する5つ以上の国連条約(第188号、105号、182号、29号、条約29号議定書、パレルモ議定書、1926年奴隷制度廃止条約、1956年奴隷制度廃止補足条約、寄港国措置協定)の批准)
- [US Department of Labor List of Goods made with incidence of forced and child labor](#)
(米国労働省の「強制労働ないし児童労働によって生産された商品リスト」)

CoC審査／監査の前日までにはカントリーリスクについて審査員から通知があります。

労働に関する監査が必要な場合には、以下を満たした監査でなければなりません。

- 現地監査であること
- 独立した第三者審査員によって実施されること
- MSCが認定した労働監査プログラムであること
- 該当する労働に関する監査プログラムの業績指標を満たしていること

MSC認定の労働に関する監査プログラム	順守しなければならないプログラムの業績指標
Amfori Business Social Compliance Initiative (Amfori ビジネス・ソーシャル・コンプライアンス監査)	監査でゼロ・トレランスの問題が発見されなかった
SEDEX SMETA (SEDEX(サプライヤー倫理情報共有プラットフォーム)のSMETA倫理的取引監査)	監査でビジネス・クリティカル(重大なビジネス問題)が発見されなかった
Social Accountability International's SA8000 (ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルのSA8000監査)	有効なSA8000認証

ゼロ・トレランスとビジネス・クリティカルは早急な対応を要する深刻な労働問題です。労働者の重大な人権侵害、または甚大な人権侵害を示す現地の法律の違反も含まれます。[Amfori BSCIゼロ・トレランス議定書](#)および[SEDEX-SMETAのノンコンプライアンス・ガイドライン](#)については各ウェブサイトをご参照ください。

監査は、自社で選択した労働に関する監査プログラムのスケジュールに則って行われます。プログラムにより、監査は半年毎、1年毎、あるいは2年毎に実施されます。

MSCがこれらの労働に関する監査プログラムを選定した理由は？

MSCは以下の理由でこれらプログラムを選定しました。

- 国際的に認知されている。
- 水産業界で一般的に使用されている

MSCはリスク指標をどのようにして選定したのか？

MSCは広範囲にわたる外部との協議を通じ、適切で効果的かつ効率的なリスク評価指標の検討を重ねた結果、以下の理由で選定しました。

- 国際的に認知されている
- 水産業界のリスク評価手法として一般的に利用されている
- 透明性のある手法である
- ステークホルダーから支持されている
- 強制労働と児童労働および／もしくは水産物に特化している

審査機関に対して関連する労働監査プログラに順守していることを示す方法は？

労働に関する監査プログラムに順守していることを示すために、審査員への認証書の提示を求められる場合があります。そのほかにも当該プログラムのプラットフォームやポータルサイトにログインする必要があるかもしれません。

ソーシャル・コンプライアンス監査および当該プラットフォームへのアクセス担当が社内の別のスタッフの場合、労働に関する監査の結果を示せるように、担当者をCoC審査／監査実施日に必ず立ち合わせなければなりません。

順守しなかった場合は？

CoC認証規格の労働に関する業績評価指標を満たしていない時点(amfori BSCI 監査でゼロ・トランスの問題が発覚した場合など)より2営業日以内に審査機関にその旨を通知しなければなりません。CoC認証を維持するためには、30日以内に問題に対処しなければなりません。

猶予期間

労働に関する監査では、計画に時間と労力がかかることをMSC、ASCは認識しています。そのため猶予期間を設けました。

改定された新しいCoC認証規格を適用する最初の監査時(初回審査、監査、更新審査を問わず)において労働に関する監査が完了している必要はありません。その代わりに、次の審査／監査までに労働に関する監査を完了することに同意する[合意書](#)に署名することが求められます。

つまり、改定された新しいCoC認証規格を適用した最初の審査／監査から約12ヶ月以内に労働に関する監査が完了していればよいということになります。

審査機関との連絡を大切に

審査機関との連絡事項は審査／監査に関するものがほとんどですが、それ以外にも連絡しなければならない場合があります。



変更に関する審査機関への通知

以下の場合、審査機関に通知しなければなりません：

- 不適合製品を発見した場合(2日以内に通知)
- 新たな認証魚種を入荷した場合(10日以内に通知)
- 新規のサプライヤーからの認証製品を入荷した場合(10日以内に通知)
- CoC連絡担当者を新たに任命した場合(10日以内に通知)
- Amfori BSCI監査でゼロ・トレランス問題が発覚した場合など、CoC認証規格の労働に関する業績評価指標を満たしていない場合(2日以内に通知)
- これまでの現場数の10%以下の数の現場をグループ認証に追加する場合(更新した現場リストに含める)
- 審査機関を変更する場合
- 審査員や審査機関に関する苦情がある場合

以下の場合には審査機関の承認を書面にて申請しなければなりません：

- これまでの現場数の10%を超える数の現場をグループ認証に追加する場合(追加する現場が規格を順守している証拠を示す)
- 認証範囲に含めていない新しい業務を追加する場合(グループ本部あるいは現場レベル)。
- 認証水産物の加工や包装に関して新規の請負業者を使用する場合
- CoC認証規格を共有するプログラム(ASCなど)により認証された製品を購入する場合

表3：認証範囲の業務の定義：貴社の業務は以下の定義に則り分類されます。貴社の業務は分類されてCoC認証書に記載されます。最も一般的な業務および定義は以下の通りです。

水産物の取引（売買） 認証製品を法的に所有しない請負業者を除く殆どの事業者に該当する可能性が高い
保管 認証製品を倉庫などに保管する事業者
輸送 法的に所有している認証製品を輸送する事業者
配送 法的に所有していない認証製品（小分けされる、されないは関係なく）を、密閉容器、パレット等で受け取り、顧客もしくはグループ内の事業者へ納品する事業者
卸売 法的に所有する認証製品を密閉容器、パレット等で受け取り、顧客もしくはグループ内の事業者へ販売する事業者
包装／再包装 包装の改変はするものの、製品そのものは改変しない場合
加工 一次加工、二次加工、付加価値加工、魚介類の下ごしらえ、あるいは製品の改変を行うその他の業務（但し、消費者向け小売、レストラン、消費者向けのテイクアウトは除く）
請負加工 認証製品を法的に所有する企業に代わって当該製品の加工を行う認証取得業者（製品を法的に所有していない）
請負加工業者を使用 認証を取得していない請負加工業者に認証製品の加工、再包装、改変を委託する認証取得業者
消費者向け小売 消費者が製品を購入し、持ち帰り、調理する場合。小売業の鮮魚売場、鮮魚店、消費者への直売市場を含む
消費者向けレストラン／テイクアウトサービス その場で調理された製品を消費者に直接販売する外食サービス。

CoC認証規格

	標準バージョン	消費者向け事業者 (CFO)用バージョン	グループ向けバージョン
対象は？	オフィスが一つだけの商社や、複数の工場で加工を行なっている加工業者等、認証水産物を単独の現場あるいは複数の現場で扱う事業者向け。	規模に関わらず、最終消費者に直接認証水産物を販売する小売業者、レストラン、ケータリング業者、鮮魚店向け。	生協、フランチャイズ、垂直統合企業など、本部のほか、複数の所在地で認証水産物の配送、加工、取引を行っている事業者向け。
記録の保持	記録は3年間保持しなければならない。認証製品の保存可能期間が3年を超える場合はそれより長く保持しなければならない。	記録は18ヶ月間保持しなければならない。	記録は3年間保持しなければならない。認証製品の保存可能期間が3年を超える場合はそれより長く保持しなければならない。 グループ本部／グループマネージャーは最新の現場登録簿を保持しなければならない。
監査の頻度	すべての現場に対して定期的に実施される。事業のリスクレベルにより、12ヶ月毎あるいは18ヶ月毎の現地監査もしくは遠隔監査が実施される。	本部と作業現場、消費者向けの現場の一部に対し年次の現地監査が実施される。消費者向け事業者のリスクレベルにより、特定の割合の現場については直前の通知による監査が実施される(48時間以内の通知)。	グループ本部／グループ管理部門および一部の現場に対し年次の現地監査が実施される。 監査対象の現場数はグループのリスクレベルによって決まる。
監査における不適合および認証停止ルール	どの現場に対しても不適合が提起されることがある。どの現場も個別に認証が停止される。	本部に対し不適合が提起される。CFOの認証そのものが停止される。現場での一度限りの偶発的な人為的ミスにより、非認証製品が認証ものとして販売されてしまった場合には、即時停止ではなく、重度不適合が提起される。	不適合は現場ごとおよび／もしくはグループ本部／グループ管理部門に対し提起される。 認証停止は現場ごと、階層ごと、あるいはグループ全体に及ぶ場合がある。
内部監査と内部レビュー	内部監査の要求事項はない。	任意の内部監査。	内部監査と内部レビューは必須。
研修	すべての担当責任者が研修を受けていなければならない。	すべての担当責任者に対する厳格な研修要求事項がある。研修記録は保持しなければならない。	すべての担当責任者は研修を受けていなければならない。研修記録は保持しなければならない。

詳しくは以下までお問い合わせください。

Marine Stewardship Council (MSC)

www.msc.org/commercial-contacts
info@msc.org



@MSCecolabel #MSCcertified



/marine-stewardship-council



/sustainableseafood

Aquaculture Stewardship Council (ASC)

[www.asc-aqua.org/what-you-can-do/
get-certified/chain-of-custody](http://www.asc-aqua.org/what-you-can-do/get-certified/chain-of-custody)

info@asc-aqua.org



@asc_aqua



/aquaculture-stewardship-councilz

© Marine Stewardship Council 2019

本手引書はCoC認証規格：グループ向けバージョンに関するものである。本文書内の記載事項は発行時点におけるものである。本文書は手引きとして編集されたものであり、本文書の内容に関して解釈に問題が生じた場合は、すべて英語版のMSCプログラム文書に準拠すべきものとする。